

第2 調査結果

1 戸籍謄本等に関連する申請手続等の概要と現状

調査の結果	説明図表番号
<p>国民が行政機関に国家資格の登録や事業の許可等の申請等(以下「申請手続等」という。)を行う場合、申請書の作成、必要書類の添付、手数料の支払等その手続には一定の負担を伴う。</p> <p>申請手続等の負担については、「申請負担軽減対策」(平成9年2月10日閣議決定)において「添付書類は、申請書等の記載事項の真実性を裏付けるため及び諾否等の判断を行うために必要不可欠のものに限る」とされ、国民負担の軽減を推進するとされていることから、不断の見直しが必要である。総務省においても、申請手続等に係る調査を実施するなど申請手続等の見直しの推進に継続的に取り組んできている。</p> <p>申請手続等における申請書等の添付書類には、様々なものがあり、このうち、戸籍謄本又は戸籍抄本(以下「戸籍謄本等」という。)については、多くの申請手続等において提出が求められており、次のような状況となっている。</p> <ul style="list-style-type: none">i) ①戸籍謄本等の交付手数料(450円)は、一般に住民票の写しの交付手数料(300円程度)より高額である、②本籍地と住所地が異なる場合には本籍地の市町村に郵送による交付申請を行う必要があり手間がかかる、③身分事項などいわゆる機微情報が記載されている。ii) 申請手続等の中には戸籍謄本等の提出を求めることなく、住民票の写しの提出を求めているものがある。iii) 相続の際に必要とされる手続の多くで戸籍謄本等の提出を求めているが、提出された戸籍謄本等を申請者に返却している手続がある。 <p>このような状況に対し国民から、i) 戸籍謄本等の提出に代えて、住民票の写しの提出を認めてほしい、ii) 提出した戸籍謄本等を返却してほしいとする要望がみられる。</p>	表1

表 1 申請負担軽減対策（平成 9 年 2 月 10 日閣議決定）＜抜粋＞

規制緩和を推進するに当たって、行政庁に対する申請等に係る国民の負担を軽減することがきわめて重要である。今日、簡素で効率的な行政、国民の主体性が生かされる行政及び質の高い行政サービスを実現するため、情報通信技術の飛躍的な発展をも踏まえ、許認可や補助金等に係る申請、届出又は諸種の統計調査等に際しての国民の負担の大幅な軽減を図る必要がある。このため、申請等に伴う手続の簡素化、電子化、ペーパーレス化、ネットワーク化などを迅速かつ強力で推し進め、今世紀中に申請等に伴う国民の負担感を半減することを目標として本対策の実施に取り組む。

1 申請・届出の簡素化

以下の指針に沿って、各省庁は、各種申請・届出の積極的な見直しを行い、今年度（1996 年度）末までの規制緩和推進計画の再改定の際に盛り込んで実施する。

イ 申請書等の記載事項等の簡素化

- (1) 申請書等の記載事項は、審査基準からみて、必要不可欠なものに限る。
- (2) 添付書類は、申請書等の記載事項の真実性を裏付けるため及び諾否等の判断を行うために必要不可欠のものに限る。
- (3) 申請書等の副本に添付する証明書類については、その写しの添付で足りることとする。
- (4) 既に保有している資料と同種のものについては、提出を求めない。

(注) 下線は当省が付した。